

令和4年度 湖東平野農業水利事業
高木調整池周辺整備工事

特 別 仕 様 書
(案)

近畿農政局
湖東平野農業水利事業所

項 目	内 容	摘 要
第1章 総則	令和4年度湖東平野農業水利事業高木調整池周辺整備工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書」（以下、「共通事項書（土）」という。）（URL： https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html ）に基づいて実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容	本工事は、湖東平野土地改良事業計画に基づき高木調整池の周辺整備工事を行うものである。	
1. 目的		
2. 工事場所	滋賀県東近江市高木町地内	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 (1) 整備工事 土工 一式 道路工 一式 排水路工 一式 植栽工 14,300 m ²	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期：令和5年8月28日から令和6年2月23日まで （余裕期間：契約締結の日から令和5年8月27日まで） ※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1. 工程制限	本工事における工程制限は次のとおりとする。 該当なし。	
2. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等13日（月平均）を見込んでいる。なお、休業等は、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇のほか、作業期間の全土曜日を含んでいる。	

項 目	内 容	摘 要
3. 作業時間の制約	原則、8時30分～17時15分までとするが、予め監督職員に協議をして承諾を得る場合はこの限りではない。 また、休日等に作業を行う場合は、作業実施の2日前までに休日等作業届を提出して承認を得ること。	
4. 寒中コンクリート	(1) 本工事におけるコンクリート工事で、冬期期間に施工するものに当たっては、気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」としての施工を行わなければならない。 (2) 発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和5年12月28日から令和6年2月24日までである。 なお、受注者の都合による工事工程の変更より生じる数量の増減は、契約変更の対象としない。 (3) 受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。	
5. 現場技術員	本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。	
第4章 現場条件		
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、共通仕様書第1編第3章第3節「3-3-1」に示す礫質土、砂質土及び粘性土を想定している。また、本工事地区の現況の切土法面は、古琵琶湖層群にあたる。	
2. 第三者に対する措置		
(1) 騒音、振動対策	騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。	
(2) 保安対策	(1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 (2) 本工事における交通誘導員は計上していないが、現地の交通状況により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。	
(3) 一般交通の確保	(1) 工事用車両が公道を使用する場合は、一般の通行に留意し、通行に支障を与えないものとする。また、林業等の作業車、地域住民等の一般車両が通行する場合は、作業車や一般車両を優先するよう配慮するものとする。 (2) ダンプトラック等工事用車両の通行により、公道を汚さないよう注意すること。なお、清掃の必要が生じた場合は、受注者の責において速やかに清掃をしなければならない。	
(4) 交通対策	(1) 工事用車両は、工事区域外の運行に際し制限速度等を遵守しなければならない。 (2) 工事用車両は、資材等の搬入搬出等において、車両からの流出、飛散を防止しなければならない。 (3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路が損傷し道路管理者から補修等を求められた場合には、その補修工事を指示することがある。 このため、頻繁に工事用車両の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。なお、受注	

項 目	内 容	摘 要						
	者の責で道路を損傷した場合は原形復旧を行わなければならない。ただし、善良な使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。 (4) 公共道路の除雪は、道路管理者により行われるが、路肩部分は十分に除雪されないため、幅員が狭くなることから、車輛の通行には十分注意しなければならない。							
(5) 工事境界付近の施工	既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、受注者の責任で処理するものとし、処理に当たっては、監督職員の承諾を受けるものとする。							
(6) 現場内への立入制限	工事現場の安全確保のため、第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には、安全施設を設置するものとする。							
3. 関連工事	受注者は、次に示す関連工事の受注者の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>件 名</th><th>施工予定時期</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度湖東平野農業水利事業 高木調整池周辺法面保護整備工事（仮称）</td><td>令和 5年10月～ 令和 6年 1月</td><td></td></tr> </tbody> </table>	件 名	施工予定時期	備 考	令和4年度湖東平野農業水利事業 高木調整池周辺法面保護整備工事（仮称）	令和 5年10月～ 令和 6年 1月		
件 名	施工予定時期	備 考						
令和4年度湖東平野農業水利事業 高木調整池周辺法面保護整備工事（仮称）	令和 5年10月～ 令和 6年 1月							
第5章 指定仮設								
1. 工事用道路	工事用車輛の運行のため、別添図面にに基づき工事用道路を整備しなければならない。 また、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。なお、工事用道路については、降雨の状況等により湛水することを想定しているが、受注者の善良な管理の下で工事用道路に被害が生じた場合は、別途協議するものとする。							
2. 建設発生土受入地	切土法面の切り直し等により発生する残土は、地区内で収支させるものとする。建設発生土の搬出は予定していないが、現地の整備状況により搬出が必要な場合は監督職員と協議するものとする。							
第6章 工事用地等								
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、施工に先立ち監督職員が別に示すものとする。							
2. 工事用地等の使用及び返還	工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。 なお、発注者が地権者に返還する際には立会いしなければならない。							
3. 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地等以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。 また、工事完了後、地権者等に土地の返還がなされたことが確認できる書類を監督職員に提出するものとする。							
第7章 工事用電力	本工事で使用する電力設備及び電力料金は、受注者の責任において準備及び負担しなければならない。							

項 目	内 容	摘 要																												
第8章 工事用材料 1. 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。 1) 石材及び骨材 再生クラッシュラン RC-40 単粒度碎石 S-30 2) コンクリート二次製品 鉄筋コンクリートU形 300A、300B、450、600 鉄筋コンクリートU形（ソケット付） 300 グレーチング付道路側溝 G300C ヒューム管 φ600 3) コンクリート コンクリートは、JIS A 5308 レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。 <table><tr><th>種 類</th><th>呼び強度 (N/mm²)</th><th>スパン (cm)</th><th>粗骨材の最大寸法 (mm)</th><th>水セメント比 W/C (%)</th><th>セメントの種類による記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>無筋コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25</td><td>60 以下</td><td>BB</td><td>図示</td></tr><tr><td>無筋コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>60 以下</td><td>BB</td><td>図示</td></tr><tr><td>有筋コンクリート</td><td>21</td><td>8</td><td>25</td><td>55 以下</td><td>BB</td><td>図示</td></tr></table> ※粗骨材最大寸法 25 mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合、20mmの使用を可能とする。 4) 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295 JIS G 3112 5) その他 植生ロール 苗木 樹高 1.0m (クロマツ、スギ、ヒノキ、ヤマザクラ、ヤブツバキ、イロハモミジ) 合成樹脂網管 φ100	種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スパン (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの種類による記号	使用目的	無筋コンクリート	18	8	25	60 以下	BB	図示	無筋コンクリート	18	8	40	60 以下	BB	図示	有筋コンクリート	21	8	25	55 以下	BB	図示	
種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スパン (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの種類による記号	使用目的																								
無筋コンクリート	18	8	25	60 以下	BB	図示																								
無筋コンクリート	18	8	40	60 以下	BB	図示																								
有筋コンクリート	21	8	25	55 以下	BB	図示																								
2. 見本又は資料提出	(1) 主要材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。 <table><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>石材及び骨材</td><td>試験成績書、粒度分布表</td></tr><tr><td>コンクリート</td><td>示方配合書、試験成績書</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>鋼材</td><td>ミルシート</td></tr><tr><td>目地材</td><td>カタログ</td></tr><tr><td>植生ロール</td><td>カタログ</td></tr></table>	材 料 名	提 出 物	石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表	コンクリート	示方配合書、試験成績書	コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書	鋼材	ミルシート	目地材	カタログ	植生ロール	カタログ															
材 料 名	提 出 物																													
石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表																													
コンクリート	示方配合書、試験成績書																													
コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書																													
鋼材	ミルシート																													
目地材	カタログ																													
植生ロール	カタログ																													
3. 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 <table><tr><th>材料名</th><th>検査・試験項目</th><th>備考</th></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>外観、形状、寸法</td><td>抽出検査</td></tr><tr><td>樹木</td><td>外観、形状、寸法</td><td>抽出検査</td></tr></table>	材料名	検査・試験項目	備考	コンクリート二次製品	外観、形状、寸法	抽出検査	樹木	外観、形状、寸法	抽出検査																				
材料名	検査・試験項目	備考																												
コンクリート二次製品	外観、形状、寸法	抽出検査																												
樹木	外観、形状、寸法	抽出検査																												

項 目	内 容	摘 要																																							
第9章 施工 1. 一般事項 (1) 基準点 (2) 検測又は確認（施工段階確認）	本工事に使用する基準点及び水準点は、図面に示すほか別途監督職員が示す。 (1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、受発注者の協議により変更する場合がある。 (2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 (3) 遠隔確認の対象工種については、特別仕様書第10章5. 工事現場等における遠隔確認についての1) により決定する。 <table><tr><th>工 種</th><th>確認内容</th><th>確認時期</th><th>遠隔確認対象</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="2">掘 削</td><td>基準高、幅、法長</td><td>初期完了段階</td><td></td><td></td></tr><tr><td>地質状況</td><td>地質変化時</td><td></td><td></td></tr><tr><td>盛 土</td><td>基準高、幅、法長</td><td>初期完了段階</td><td></td><td></td></tr><tr><td>暗渠排水工</td><td>布設深</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>コンクリート側溝</td><td>幅、高さ</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>敷砂利工</td><td>幅、厚さ、基準高</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>植栽工</td><td>樹高、配置</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td></td><td></td></tr></table>	工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備 考	掘 削	基準高、幅、法長	初期完了段階			地質状況	地質変化時			盛 土	基準高、幅、法長	初期完了段階			暗渠排水工	布設深	初期施工段階で1箇所			コンクリート側溝	幅、高さ	初期施工段階で1箇所			敷砂利工	幅、厚さ、基準高	初期施工段階で1箇所			植栽工	樹高、配置	初期施工段階で1箇所			
工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備 考																																					
掘 削	基準高、幅、法長	初期完了段階																																							
	地質状況	地質変化時																																							
盛 土	基準高、幅、法長	初期完了段階																																							
暗渠排水工	布設深	初期施工段階で1箇所																																							
コンクリート側溝	幅、高さ	初期施工段階で1箇所																																							
敷砂利工	幅、厚さ、基準高	初期施工段階で1箇所																																							
植栽工	樹高、配置	初期施工段階で1箇所																																							
(3) 中間技術検査	(1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 (2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 (3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 (4) 技術検査職員から補修を求められた場合は従わなければならない。 (5) 中間技術検査及び補修に要する費用は、受注者の負担とする。																																								
(4) 既済部分検査	受注者は、既済部分検査により確認した出来形部分の引渡しは、行わないものとし、引渡しまで善良な管理を行うものとする。																																								
(5) 既設構造物に対する措置	本工事の施工に当たって、工事に支障となる既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。																																								
(6) 設計図書等の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告し、これを充足するものとする。																																								

項 目	内 容	摘 要																
2. 再生資源等の利用 (1)建設副産物	(1) 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 (2) 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。 (3) 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項に関する確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 (4) 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。																	
(2)再生資源の利用	受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。 <table><tr><th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>再生クラッシュラン</td><td>RC-40</td><td>使用箇所 基礎碎石、管理用道路</td></tr></table>	資 材 名	規 格	備 考	再生クラッシュラン	RC-40	使用箇所 基礎碎石、管理用道路											
資 材 名	規 格	備 考																
再生クラッシュラン	RC-40	使用箇所 基礎碎石、管理用道路																
3. 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 また、搬出量の確認方法については、施工計画書に記載するとともに監督職員に報告しなければならない。 <table><tr><th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>土のう袋</td><td>(株)石田産業</td><td>滋賀県彦根市高宮町 字溝ノ部2707番3 他</td><td>8:00～ 16:00</td><td>中間処理 施設</td></tr><tr><td>木くず（枝葉）</td><td>(株)サンウッド</td><td>甲賀市水口町水口字 稲葉562番地</td><td>8:30～ 17:00</td><td>再資源化 施設</td></tr></table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分	土のう袋	(株)石田産業	滋賀県彦根市高宮町 字溝ノ部2707番3 他	8:00～ 16:00	中間処理 施設	木くず（枝葉）	(株)サンウッド	甲賀市水口町水口字 稲葉562番地	8:30～ 17:00	再資源化 施設		
建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分														
土のう袋	(株)石田産業	滋賀県彦根市高宮町 字溝ノ部2707番3 他	8:00～ 16:00	中間処理 施設														
木くず（枝葉）	(株)サンウッド	甲賀市水口町水口字 稲葉562番地	8:30～ 17:00	再資源化 施設														
4. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程毎の作業内容及び分別解体等の方法は次のとおりである。 <table><tr><th rowspan="5">工程ごとの作業内容及び</th><th>工程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr></table>	工程ごとの作業内容及び	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工程ごとの作業内容及び	工程		作業内容	分別解体等の方法														
	①仮設		仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用														
	②土工		土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用														
	③基礎		基礎工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用														
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用															

項 目	内 容			摘 要												
	<table><tr><td></td><td>工程</td><td>作業内容</td><td>分別解体等の方法</td></tr><tr><td></td><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td></td><td>⑥その他 ()</td><td>その他の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr></table>				工程	作業内容	分別解体等の方法		⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用		⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
	工程	作業内容	分別解体等の方法													
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用													
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用													
5. 土工																
(1) 刈払	(1) 刈払は切土部、盛土部の範囲としている。															
(2) 掘削	(1) 掘削土は、盛土等に流用し、地区内で収支させるものとする。掘削土が盛り土材として流用できないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 掘削に当たっては、法面の崩壊に十分注意して施工しなければならない。 (3) 法面の崩落により他の施設等に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。															
(3) 盛土	(1) 盛土基盤面には草木及び根株等の盛土に悪影響を与えるものは除去しなければならない。 (2) 盛土は、事前に盛土試験を実施し、試験結果に基づいて施工しなければならない。 (3) 受注者は、施工中に降雨等により土砂が地区外に流出することを防止しなければならない。 (4) 盛土施工中においては降雨等によって法面への流水を防止しなければならない。															
(4) 埋戻	構造物の埋戻は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で十分に締固めを行わなければならない。															
6. 植栽工	樹種は、下記のとおり予定しており、樹高1.0m、植栽密度は2000本程度/haとする。 (1) 造成森林 クロマツ、スギ、ヒノキ (2) 緑地帯 ヤマザクラ、ヤブツバキ、イロハモミジ															
7. 暗渠排水工	暗渠排水工については、別添図面のとおり施工するものとするが、詳細な設置位置等については、監督職員と立会を行い決定するものとする。															
8. 沈砂池工	沈砂池は設計図書に示す通り計画している。本施設は濁水を貯留させて上水を排水させる工法としており、常時機能が発揮出来る状態を保たなければならないが、別途対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。 また、設置位置については、事前に監督署員と協議するものとする。															
9. 砂利舗装工	本工は、共通仕様書3－11－5に基づき施工するほか、敷均しを行った後、舗装面仕上げを行うものとする。															
第10章 施工管理																
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者は、入札公告によるものとする。															

項 目	内 容	摘 要
2. 施工管理	施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」及び共通仕様書（土）によるほか、下記に示すものとする。 なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。 （1）盛土における品質管理については、「2 土質関係 堤防工（1）盛土」区分：材料及び施工を適用する。	
3. 工事現場等における遠隔確認について	（1）本工事において、施工段階確認、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後、受発注者の協議により決定するものとする。 （2）遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。	
第 11 章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に表示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 （1）土質に相違があった場合 （2）予想しない湧水及び地下水の噴出があった場合 （3）予想し得なかった騒音規制、交通規制 （4）地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 （5）関係機関及び第 3 者との協議によるもの （6）その他監督職員が必要と認めた事項	
第 12 章 公共事業関係調査に関する協力	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。	
第 13 章 その他		
1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書（土）第1章1-1-27及び第1章1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 （1）工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副 2 部 （2）工事関係書類等の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
2. 週休 2 日による施工	（1）本工事は、週休 2 日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行う試行対象工事である。受注者は、週休 2 日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休 2 日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。 （2）「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでのいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。	

項 目	内 容	摘 要																				
	② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。 ① 補正係数 <table><tr><th></th><th>4週8休以上 （現場閉所率 28.5%（8日/28日） 以上</th><th>4週7休以上 4週8休未満 （現場閉所率 25%（7日/28日） 以上28.5%未満</th><th>4週6休以上 4週7休未満 （現場閉所率 21.4%（6日/28日）以上25%未満</th></tr><tr><td>労務費</td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.09</td><td>1.07</td><td>1.05</td></tr></table> ② 補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じている。また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。		4週8休以上 （現場閉所率 28.5%（8日/28日） 以上	4週7休以上 4週8休未満 （現場閉所率 25%（7日/28日） 以上28.5%未満	4週6休以上 4週7休未満 （現場閉所率 21.4%（6日/28日）以上25%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02	現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05	
	4週8休以上 （現場閉所率 28.5%（8日/28日） 以上	4週7休以上 4週8休未満 （現場閉所率 25%（7日/28日） 以上28.5%未満	4週6休以上 4週7休未満 （現場閉所率 21.4%（6日/28日）以上25%未満																			
労務費	1.05	1.03	1.01																			
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01																			
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02																			
現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05																			

項 目	内 容				摘 要
	名称	区分	補正係数		
			4週8休以上	4 週7休以上 4 週8休未満	
	鉄筋工		1.05	1.03	1.01
3. 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。なお、なお、1日未満積算基準は、農林水産省HPの下記サイトを参照すること。 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。				
第14章 情報化施工技術の活用について					
1. 適用	本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（令和5年4月農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、受注者の発議により、下表の適用工種に係る起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」（受注者希望型）である。				
	情報化施工技術		適用工種		
	1. UAV空中写真測量出来形管理技術		掘削、盛土		
	2. TLS出来形管理技術		掘削、盛土		
	3. TS等光波方式出来形管理技術		掘削、盛土		
	4. ICT建設機械施工技術		掘削、盛土		
2. 協議・報告	受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合に情報化施工技術活用工事を行うことができるものとする。情報化施工技術活用工事を行う場合は、次の3～7によるものとする。 なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。				
3. 施工計画	受注者は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき実施内容等について施工計画書に記載するものとする。				
4. 情報化施工技術に係る貸与資料	基本設計データの作成のために必要な貸与資料は、下表のとおりである。この他必要な資料がある場合には、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければならない。				

項 目	内 容	摘 要									
	<table border="1"> <tr> <td></td><td>貸与資料</td><td>備考</td></tr> <tr> <td>1</td><td>永源寺ダム貯水池内掘削その6工事の完成図書</td><td></td></tr> <tr> <td>2</td><td>図面のCADデータ</td><td></td></tr> </table>		貸与資料	備考	1	永源寺ダム貯水池内掘削その6工事の完成図書		2	図面のCADデータ		
	貸与資料	備考									
1	永源寺ダム貯水池内掘削その6工事の完成図書										
2	図面のCADデータ										
5. 確認及び検査	受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用T S等光波方式を準備しなければならない。										
6. 電子納品	受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。										
7. 情報化施工技術活用工事の費用	1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。 2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査を実施する場合には協力しなければならない。										
第15章 定めなき事項	この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。										